

# ハートフォードの アダージオV3 $\alpha$

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型 2003  
特別加算金付最低保証年金特約 1015型 / 1510型



あなたの「期待」に応える  
個人年金保険です。

このリーフレットは、商品内容説明のための補助資料です。  
ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」（商品パンフレット兼用）を必ずご覧ください。

  
THE  
HARTFORD

ハートフォード生命保険株式会社

2009年4月版



# ハートフォードの アダージオV3 α は

## ふやしたい

### 〈この商品の特徴〉

契約初期費用はいただきず、  
払込保険料の全額を運用し、  
資産の安定的な成長を目指します。

### 〈ご注意いただきたい点〉

主に投資信託で運用しますので、  
株価の下落等により積立金額は変動します。  
また、保険契約中は手数料をご負担いただきます。



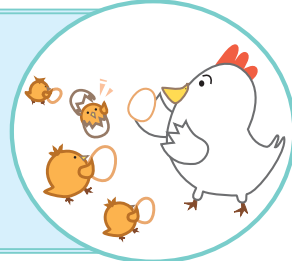
## うけとりたい

### 〈この商品の特徴〉

ご契約の1年後から、特別払戻として  
定額を受け取ることができます。

### 〈ご注意いただきたい点〉

特別払戻や年金の受取方法には  
金額などの所定の条件があります。



## まもりたい

### 〈この商品の特徴〉

年金による受取総額には  
最低保証があります。

### 〈ご注意いただきたい点〉

解約を行った場合や  
年金の受取方法を変更した場合等、  
最低保証されない場合があります。



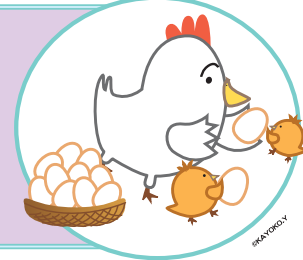
## のこしたい

### 〈この商品の特徴〉

死亡時の受取金額にも  
最低保証があります。

### 〈ご注意いただきたい点〉

受取方法などによっては、  
最低保証されない場合があります。



## この保険商品の投資リスクと手数料について

### 〈投資リスク〉

●**変額個人年金保険の一時払保険料の運用は特別勘定で行われ、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額が変動（増減）します。特別勘定が投資する投資信託は、国内外の株式・公社債等で運用されており、運用実績が死亡保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により積立金額やお受け取りになる年金総額や解約払戻金額の合計額等が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。これらのリスクは、すべて契約者に帰属します。**

- 変額個人年金保険は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約（特別払戻を除く）をした場合や年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

### 〈手数料〉

- 保険関係費用**：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、積立金額に対して年率2.36%の割合で積立金額から毎日控除されます。
- 運用関係費用**：特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率0.525%（税抜年率0.50%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。信託報酬のほか、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費**：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。将来変更される可能性があります。
- 解約控除**：契約日（増額部分については増額日）からその日を含めて7年未満の解約・一部解約（特別払戻を除く）については、解約控除対象額\*に、経過年数に応じて所定の解約控除率（7%～3%）を乗じた額が積立金額または一部解約請求金額から控除されます。  
\*解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちのいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- この保険商品にかかる手数料の合計額は、「運用期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費）」の合計額となります。また、特定の契約者には「解約控除」がかかります。

このリーフレットではアダージオV3 αの ● 積立期間を「**運用期間**」 ● 基準年金総額を「**年金保証額**」 ● 特別加算金付最低保証年金特約1015型を「**10年運用コース**」 ● 特別加算金付最低保証年金特約1510型を「**15年運用コース**」 ● 年金支払開始日を「**年金受取開始日**」 ● 最低保証付年金を「**最低保証付確定年金**」と表記しています。

# お客様の「期待」に応えつつ将来に向けたマネープランをサポートします。



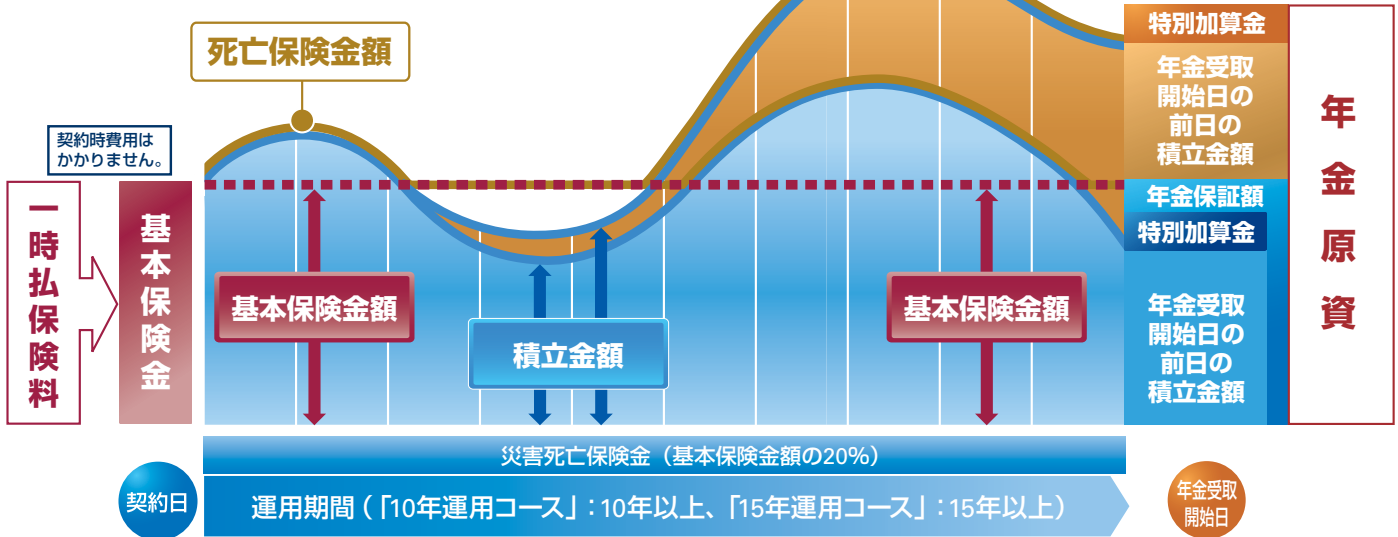
ふやしたい

※ご契約時に「10年運用コース」「15年運用コース」のどちらかをご選択いただけます(ご契約後のコースの変更はできません)。

基本保険金額を据え置いてじっくり運用した後で年金を受け取ることができます。

## ● 据置運用プラン イメージ図

※「据置運用プラン」はアダージオ V3 αの機能の一つである特別払戻を運用期間中一度も利用しないケースを表したものであり、「特別払戻プラン」と異なる商品を表すものではありません。



### 特別加算金

運用期間中、一度も一部解約(特別払戻を含む)の受取がなかった場合等所定の場合は、保険関係費用のうち積立金額に対する0.2%が積立金額に加算されるしくみです。特別加算金は、運用期間満了時に積立金額に加算され、契約者等に返金されます。

\*被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡日の積立金額に加算されます。

※契約日からその日を含めて8日以内(8日目が休業日の場合は翌営業日まで)に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡保険金は、基本保険金額のみとなり、特別加算金は加算されません。

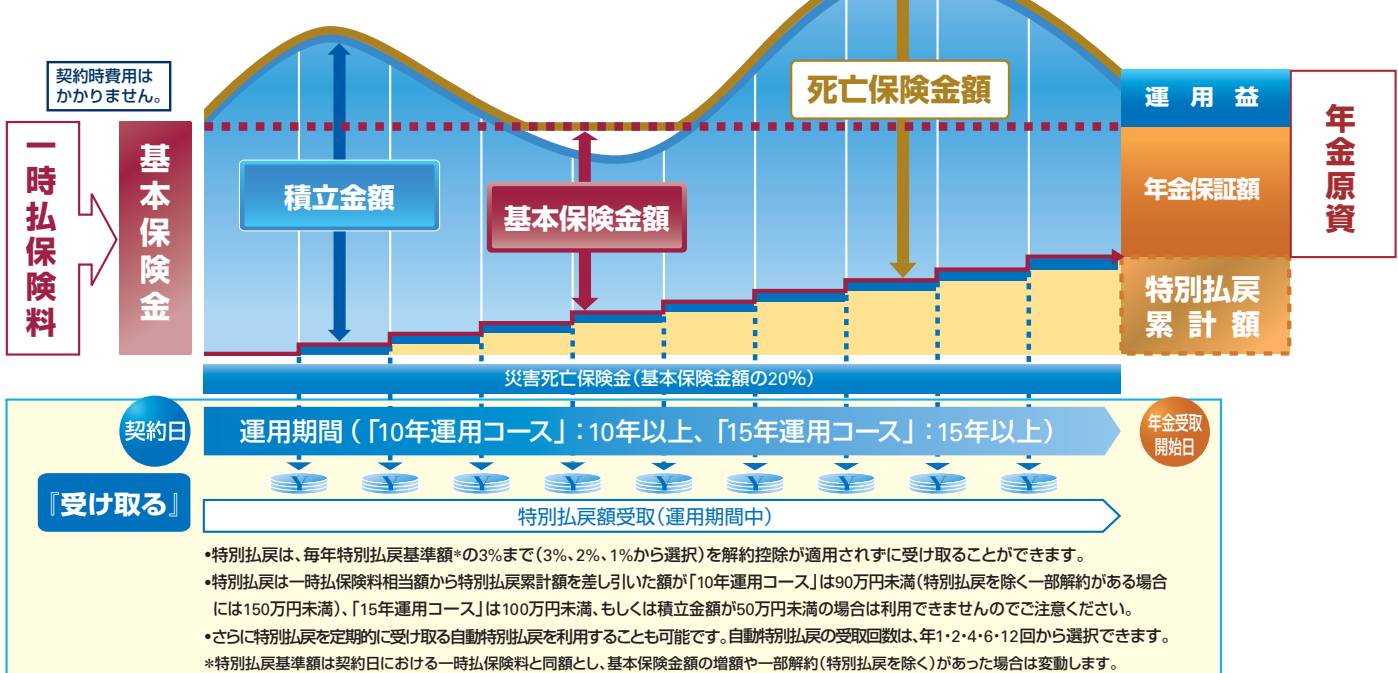


うけとりたい

契約日の1年後の契約応当日から、特別払戻として受取も可能です。

## ● 特別払戻プラン イメージ図

※「特別払戻プラン」はアダージオ V3 αの機能の一つである特別払戻を利用したケースを表したものであり、「据置運用プラン」と異なる商品を表すものではありません。



●特別払戻は、毎年特別払戻基準額\*の3%まで(3%、2%、1%から選択)を解約控除が適用されずに受け取ることができます。

●特別払戻は一時払保険料相当額から特別払戻累計額を差し引いた額が「10年運用コース」は90万円未満(特別払戻を除く一部解約がある場合には150万円未満)、「15年運用コース」は100万円未満、もしくは積立金額が50万円未満の場合は利用できませんのでご注意ください。

●さらに特別払戻を定期的に受け取る自動特別払戻を利用することも可能です。自動特別払戻の受取回数は、年1・2・4・6・12回から選択できます。

\*特別払戻基準額は契約日における一時払保険料と同額とし、基本保険金額の増額や一部解約(特別払戻を除く)があった場合は変動します。

●この保険商品は、運用実績に応じて積立金額が変動します。

●これらのイメージ図は、基本保険金額が一定の場合を想定しており、基本保険金額の増額・一部解約(特別払戻を除く)があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

●一時払保険料相当額は、増額があった場合は増額保険料分増額されます。

●基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約(特別払戻を除く)があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。なお、特別払戻額を受け取った場合の基本保険金額は一時払保険料相当額から特別払戻累計額を差し引いた金額となります。

●契約日からその日を含めて8日目(8日目が休業日の場合は翌営業日)の翌日以後、特別約定による運用が開始されます。



10年運用コース

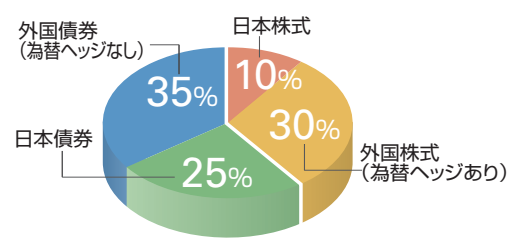
特別勘定のご紹介

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 特別勘定名 <b>世界アセット02 CM</b> |   |
| 主な投資対象となる<br>投資信託名       | 中央三井VAバランスファンド(株40/100)<br>(適格機関投資家専用)*1      |
| 運用会社                     | 中央三井アセットマネジメント株式会社                            |
| 運用関係費用*2                 | 年率0.525%(税抜年率0.50%)程度の<br>1/365ずつを毎日の信託財産から控除 |

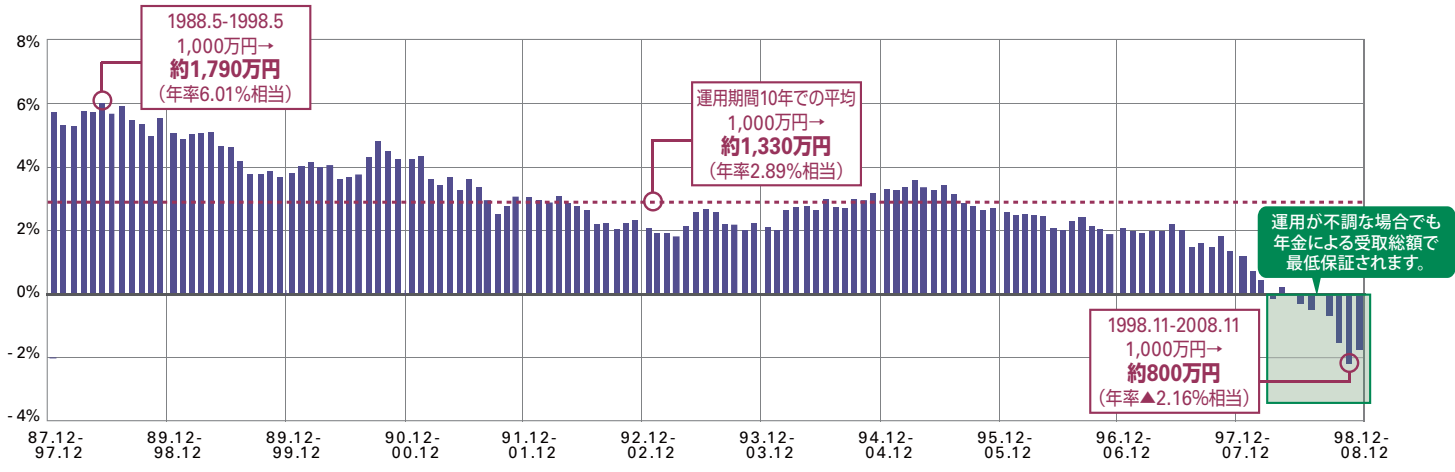
\*1 適格機関投資家専用設定される投資信託です。

\*2 特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。信託報酬のほか、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

基本配分比率

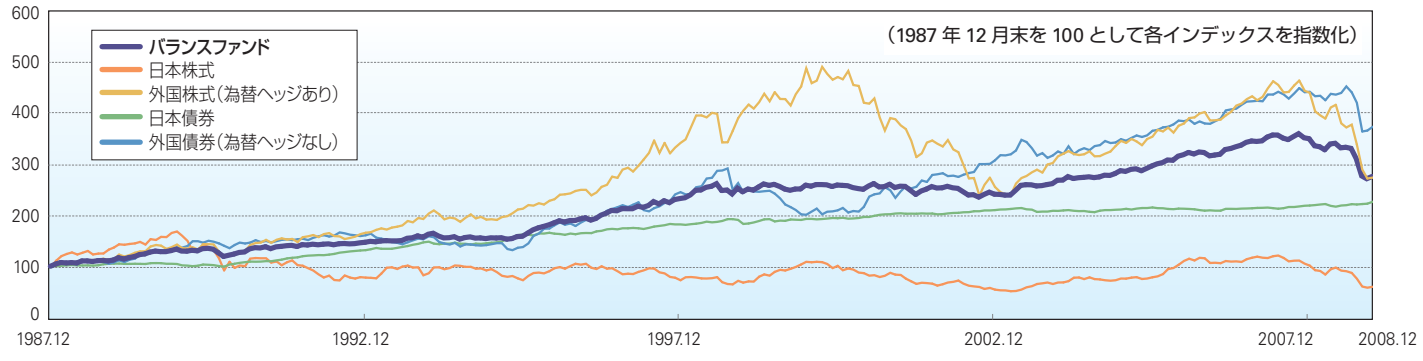


【ご参考1】 バランスファンドの運用期間10年におけるリターン推移シミュレーション(費用控除後)



【ご参考2】 バランスファンドと資産種類別インデックスの累積収益率のシミュレーション(費用控除前)

■ 安定的な成長機会を追求する資産配分で分散投資を行います。



【ご参考1】【ご参考2】をご覧ください。上で、ご注意ください。



- これらのシミュレーションでは、運用期間の初日から特別勘定により運用されたものとして計算しています。
- この資料は、過去において各特別勘定が各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではありません。
- 上記の数値等については、過去の参考指数に基づくシミュレーションをもとに算出したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、シミュレーションにおける積立金額については、特別加算金は考慮されておりません。

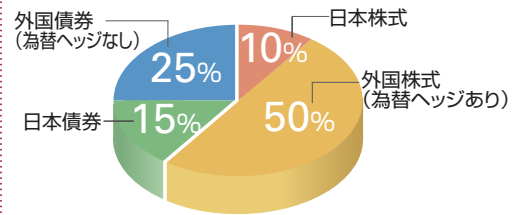
# 分散投資で成長を目指します。

## 15年運用コース

## 特別勘定のご紹介

| 特別勘定名 <b>世界アセット01 CM</b> |  |
|--------------------------|--|
| 主な投資対象となる<br>投資信託名       | 中央三井 VA バランスファンド (株 60/100)<br>(適格機関投資家専用)*1       |
| 運用会社                     | 中央三井アセットマネジメント株式会社                                 |
| 運用関係費用*2                 | 年率 0.525% (税抜年率 0.50%) 程度の<br>1/365 ずつを毎日の信託財産から控除 |

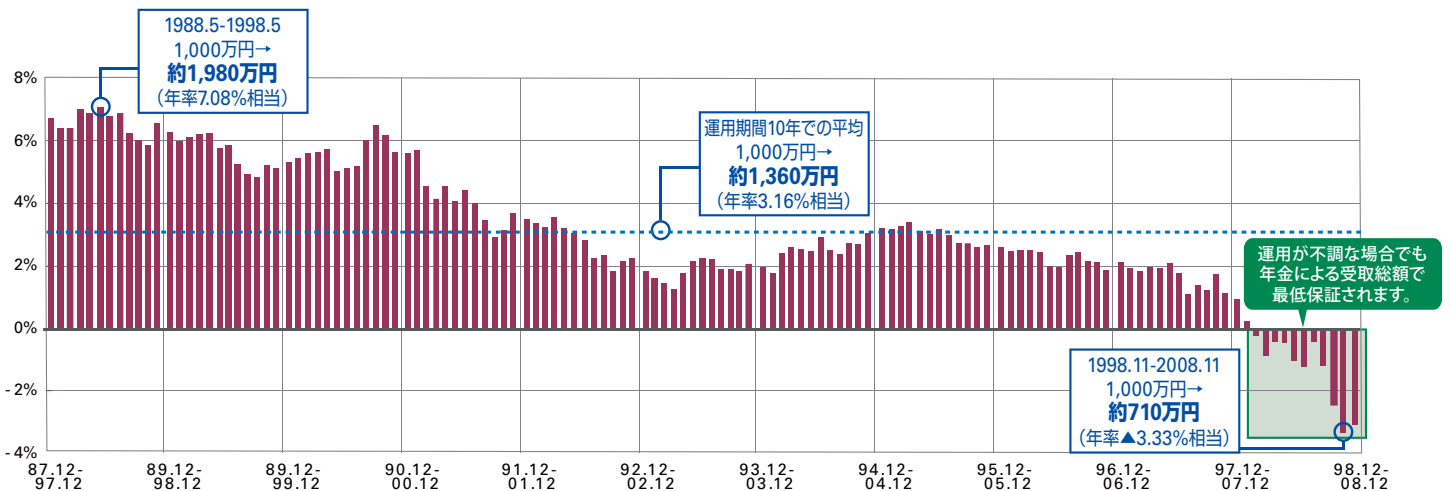
### 基本配分比率



\* 1 適格機関投資家専用で設定される投資信託です。

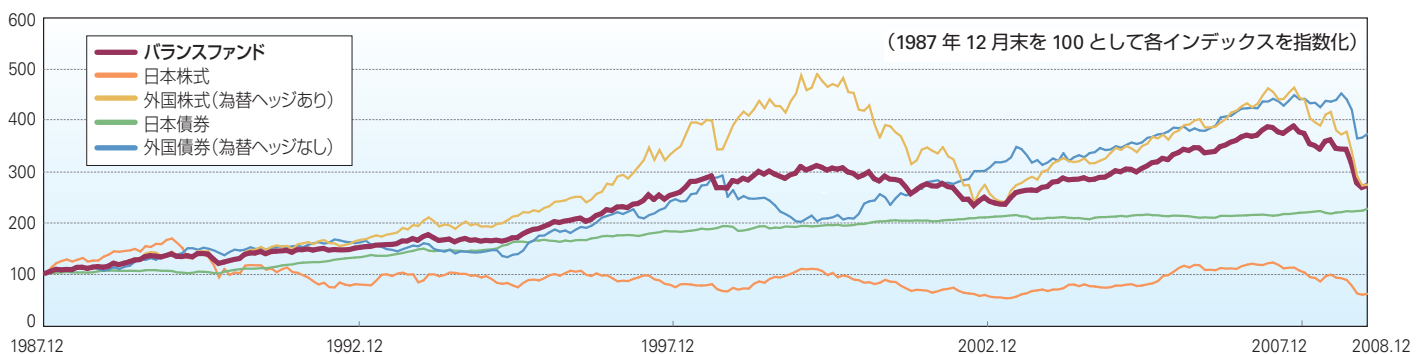
\* 2 特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。信託報酬のほか、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

### 【ご参考1】 バランスファンドの運用期間 10年におけるリターン推移シミュレーション (費用控除後)



### 【ご参考2】 バランスファンドと資産種類別インデックスの累積収益率のシミュレーション (費用控除前)

## ■ 成長機会を積極的に追求する資産配分で分散投資を行います。



#### ■ 使用インデックス

【日本株式】 TOPIX 配当込み指数 【外国株式 (為替ヘッジあり)] MSCI コクサイ指数 (配当なし、現地通貨ベース) と MSCI コクサイ指数 (配当なし、円ヘッジベース) から算出した為替ヘッジコストを、MSCI コクサイ指数 (グロス、現地通貨ベース) から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス 【日本債券】 Nomura-BPI 総合 【外国債券 (為替ヘッジなし)] シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

【10年運用コースのバランスファンド】 前述資産をそれぞれ、日本株式 (10%)、外国株式 (30%)、日本債券 (25%)、外国債券 (35%) の比率で保有し、毎月末に基本配分比率に戻した前提で各資産クラスの月次収益率よりハートフォード生命にて作成。

【15年運用コースのバランスファンド】 前述資産をそれぞれ、日本株式 (10%)、外国株式 (50%)、日本債券 (15%)、外国債券 (25%) の比率で保有し、毎月末に基本配分比率に戻した前提で各資産クラスの月次収益率よりハートフォード生命にて作成。

【データ期間】 1987年12月末～2008年12月末 【データ出所】 野村総合研究所、Bloomberg

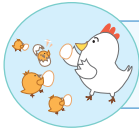
#### ■ 費用項目の説明

【ご参考1】 保険関係費用および運用関係費用等控除後の値をもとに表記しています。

【ご参考2】 保険関係費用および運用関係費用等控除前の値をもとに表記しています。

【保険関係費用】 年率 2.36% 【運用関係費用】 年率 0.525% (税込) 程度

# 運用期間 10 年以後は、年金受取方法の変更も可能です。



## うけとりたい

### ■ 運用が好調な場合は、ライフスタイルに応じた年金受取方法を選択し年金受取も可能

運用期間 10 年以後より年金受取方法を自由に選択できます。

選択後は、年金受取総額の最低保証はなくなります (イメージ図は 15 年確定年金を選択した場合)。



※年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金受取開始日の前日の積立金額をもとに、年金受取開始日における基礎率 (予定利率・予定死亡率等) により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

#### ◆ 選択できる年金受取方法

- 1 確定年金**  
 年金支払期間 (5・10・15・20年)  
 年金の受取期間  
 年金受取期間満了後ご契約は消滅
- 2 保証期間付終身年金\***  
 保証期間 (5・10・15・20年)  
 年金の受取期間  
 ご存命の限り年金受取
- 3 一時金付終身年金\***  
 年金原資  
 死亡一時金  
 年金受取の累計額  
 年金の受取期間  
 ご存命の限り年金受取
- 4 保証期間付夫婦年金\***  
 保証期間 (5・10・15・20年)  
 年金の受取期間  
 ご夫婦のどちらかがご存命の限り年金受取
- 年金一括受取もできます。

\*年金受取開始時の被保険者の年齢が40歳～90歳の範囲内である場合にお選びいただけます。

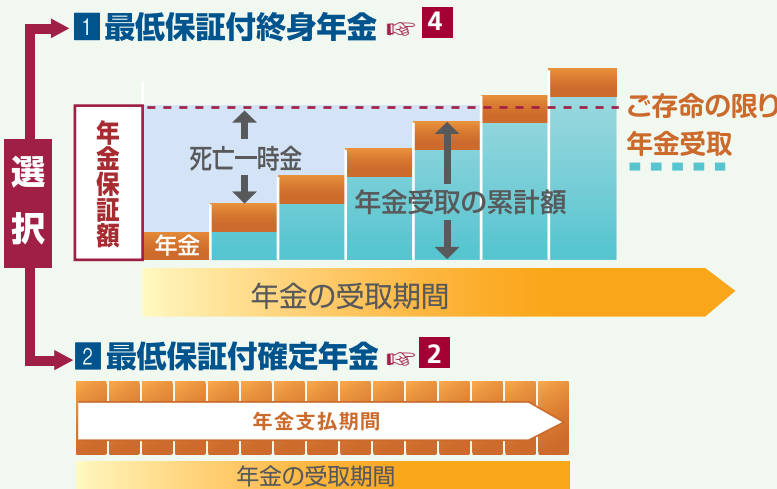


## まもりたい

### ■ 運用が思わしくない場合でも、受取総額\*は一時払保険料相当額を最低保証

\*特別払戻プランの場合は、特別払戻累計額と年金保証額の合計です。

運用期間終了後、積立金額をもとに計算した年金受取総額が年金保証額を割り込む場合には、次の2通りの最低保証のある年金受取方法から、いずれかを選択できます。



運用期間終了後、運用成果にかかわらず被保険者がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。被保険者がお亡くなりになったときに、年金受取の累計額が年金保証額に満たない場合は差額を死亡一時金として受け取れます。

※ただし、差額を死亡一時金として受け取るためには所定期間の年金受取が必要です。

【一時金として受け取るための必要な年金受取期間】  
 「10年運用コース」・・・10年間  
 「15年運用コース」・・・5年間

※年金受取開始時の被保険者の年齢が40歳～90歳の範囲内である場合にお選びいただけます。

運用期間終了後、運用成果にかかわらず年金保証額を「10年運用コース」は15年間、「15年運用コース」は10年間で等分した金額を毎年受け取れます。



**次の場合には一時払保険料相当額の最低保証はありません。**

- 運用期間中に全部解約または一部解約 (特別払戻を除く) を行う場合
- 最低保証のある年金以外の年金受取方法を選択する場合
- 最低保証のある年金を一括受取する場合
- 年金受取期間中における死亡一時金を一括受取する場合
- 据置期間付確定年金へ移行する場合

# お受け取り年金額シミュレーション

毎年の年金年額（上段♠：男性、下段♥：女性）  
（費用控除後、1万円未満切捨）

**例** 一時払保険料 1,000 万円、10 年運用コースを選択し、15 年確定年金\*1 を選択した場合

| 運用実績（年率）     | プラン名                     | 10 年後の積立金額 | 10 年後の積立金額 / 年金保証額*3 | 65 歳でご契約<br>75 歳から受取開始 | 70 歳でご契約<br>80 歳から受取開始 |
|--------------|--------------------------|------------|----------------------|------------------------|------------------------|
| 年 3.5%<br>1  | 据置運用プラン                  | 1,433 万円   | 1,433 万円             | ♠ 104 万円<br>♥          | ♠ 1,571 万円<br>♥ 104 万円 |
|              | 特別払戻プラン<br>(30 万円 × 9 回) | 1,085 万円   | 1,085 万円             | ♠ 79 万円<br>♥           | ♠ 1,460 万円<br>♥ 79 万円  |
| 年▲ 3.5%<br>2 | 据置運用プラン                  | 717 万円     | 1,000 万円             | ♠ 66 万円<br>♥           | ♠ 1,000 万円<br>♥ 66 万円  |
|              | 特別払戻プラン<br>(30 万円 × 9 回) | 473 万円     | 730 万円               | ♠ 48 万円<br>♥           | ♠ 1,000 万円<br>♥ 48 万円  |

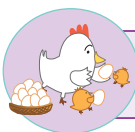
受取累計額

**例** 一時払保険料 1,000 万円、10 年運用コースを選択し、終身年金\*2 を選択した場合

| 運用実績（年率）     | プラン名                     | 10 年後の積立金額 | 10 年後の積立金額 / 年金保証額*3 | 65 歳でご契約<br>75 歳から受取開始 | 70 歳でご契約<br>80 歳から受取開始 |
|--------------|--------------------------|------------|----------------------|------------------------|------------------------|
| 年 3.5%<br>3  | 据置運用プラン                  | 1,433 万円   | 1,433 万円             | ♠ 78 万円<br>♥ 68 万円     | ♠ 89 万円<br>♥ 78 万円     |
|              | 特別払戻プラン<br>(30 万円 × 9 回) | 1,087 万円   | 1,087 万円             | ♠ 59 万円<br>♥ 52 万円     | ♠ 68 万円<br>♥ 59 万円     |
| 年▲ 3.5%<br>4 | 据置運用プラン                  | 717 万円     | 1,000 万円             | ♠ 44 万円<br>♥ 40 万円     | ♠ 47 万円<br>♥ 44 万円     |
|              | 特別払戻プラン<br>(30 万円 × 9 回) | 473 万円     | 730 万円               | ♠ 32 万円<br>♥ 29 万円     | ♠ 35 万円<br>♥ 32 万円     |

一生涯受け取れます。

- \* 1[15 年確定年金]: 運用実績が年率 3.5% の時は 15 年確定年金、運用実績が年率▲ 3.5% の時は最低保証付確定年金として受け取った場合の年金額です。
- \* 2[終身年金]: 運用実績が年率 3.5% の時は一時金付終身年金、運用実績が年率▲ 3.5% の時は最低保証付終身年金として受け取った場合の年金額です。
- \* 3 運用実績が年率 3.5% の時は積立金額、運用実績が年率▲ 3.5% の時は年金保証額を表します。
- 上記シミュレーション表の運用実績（年率：3.5%、▲ 3.5%）は、上限または下限を示すものではありません。したがって実際の運用実績は年率▲ 3.5% を下回る場合も、3.5% を上回る場合もあります。
- 上記シミュレーション表の運用実績（年率：3.5%、▲ 3.5%）は、保険関係費用・運用関係費用等の費用控除後の数値で、1 年複利で計算しています（運用は、契約日からその日を含めて 8 日目の翌日以後開始されます）。
- 上記シミュレーション表の運用実績（年率：3.5%、▲ 3.5%）は、運用期間中および年金受取期間中、一定に推移したものと仮定しており、将来の年金原資および積立金額をお約束するものではありません。
- 上記シミュレーション表の運用実績（年率：3.5%、▲ 3.5%）の年金額は、2009 年 1 月現在の基礎率（予定利率・予定死亡率等）に基づいて計算したものです。実際の年金額は年金受取開始日の前日の積立金額をもとに年金受取開始日における基礎率に基づいて新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命の変化等により基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を大きく下回る可能性があります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておらず、当該数値は確定値ではありません。
- 上記シミュレーション表の据置運用プランの場合は、特別加算金を加算しております。
- 上記シミュレーション表の年金の受取期間中、毎年の年金受取時に年金管理費を控除します。



のこしたい

## 死亡保険金

### ●死亡保険金は基本保険金額を最低保証

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金は、被保険者がお亡くなりになった日の

- 1 積立金額（所定の条件を満たす場合、「特別加算金」加算後の金額）
- 2 基本保険金額（特別払戻を受け取った場合は、特別払戻累計額を控除した額）

のうち、いずれか大きい方の金額をお受け取りいただけます。ただし、契約日からその日を含めて 8 日以内（8 日目が休業日の場合は翌営業日まで）に被保険者がお亡くなりになった場合には、基本保険金額となります。

### ●相続年金支払特約の活用

死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）を受け取る場合に、死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当し、一時金での受取にかえて年金形式での受取をするための特約です。この特約によって、契約者自身が次の世代に死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）を年金でのこすことを指定できます。

### ●後継年金受取人指定特約の活用

年金受取人が年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合に備え、その後の年金受取人をあらかじめ指定できる特約です。

# ハートフォードは、200年近くにわたり培った経験を活かします

**米国** ザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービス・グループ・インク

**日本** ハートフォード生命保険株式会社

1810年にアメリカのコネティカット州ハートフォードで誕生、約200年の歴史があります。

変額年金マーケットでトップクラス\*の資産残高を維持しています

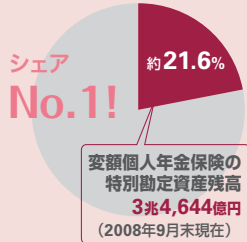
変額年金資産残高 (2008年12月末現在)  
**745億米ドル (6兆7,276億円)**

\* 1億米ドル未満切り捨て。  
\* 円換算については、1米ドル90.21円の為替レートで100万米ドル単位まで計算、1億円未満切り捨て。

出所：ハートフォード生命資料 \* TIAA-CREFを除く。

変額個人年金保険マーケットで21.6%のシェアを誇ります

変額個人年金保険業界でのハートフォード生命の市場占有率



出所：保険毎日新聞 (2008年12月5日発行)

ソルベンシー・マージン比率 (2008年9月末現在)

**1,253.2%**

\* 保険会社の健全性を数値で表す際に用いられる指標のひとつで、通常の予測を超えて発生するリスクに対する「支払余力」を示しています。同比率が200%以上であれば、健全性についてのひとつの基準を満たしていることを示しています。

保有契約件数 (2008年9月末現在)

**58万2千件**

\* 当社にご加入いただいている個人年金保険・終身保険契約の総数です。

## ■ アダージオ V3 α 商品紹介

| コース      | 被保険者の契約年齢 | 基本保険金額   | 運用期間  | 特約による年金受取総額保証                | 増額のお取り扱い  |
|----------|-----------|--|-------|------------------------------|---|
| 10年運用コース | 満15歳～満75歳 | 200万円～3億円<br>1円単位<br><small>*他のハートフォード生命のご契約と通算して5億円まで</small> | 10年以上 | 最低保証付終身年金<br>最低保証付確定年金 (15年) | 100万円以上1円単位、基本保険金額の上限まで。<br>(第2・3保険年度はそれぞれ契約申込時の一時払保険料まで)                             |
| 15年運用コース |           |  | 15年以上 | 最低保証付終身年金<br>最低保証付確定年金 (10年) | 増額可能期間：契約日からその日を含めて8日目(8日目が休業日の場合は翌営業日)の翌日以後、3年後の契約当日の前日まで(ただし、76歳でむかえる契約当日以後の取扱は不可)。 |

## ■ アダージオ V3 α 諸費用

| 運用期間中     | 保険関係費用 | 年率 <b>2.36%</b> の 1/365 ずつを毎日の積立金額から控除  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |    |    |    |    |    |    |
|-----------|--------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|----|----|----|----|----|----|
|           | 運用関係費用 | 年率 <b>0.525%</b> (税抜年率 <b>0.50%</b> ) 程度の 1/365 ずつを毎日の信託財産から控除  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |    |    |    |    |    |    |
| 早期解約時     | 解約控除   | ご契約から早期の解約の場合にご負担いただきます (特別払戻を除く)。  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |    |    |    |    |    |    |
|           |        | <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> <th>2年以上</th> <th>3年以上</th> <th>4年以上</th> <th>5年以上</th> <th>6年以上</th> <th>7年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>7%</td> <td>7%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>5%</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>                     ・払戻金額＝解約時積立金額または一部解約請求金額－解約控除額 (解約控除対象額×解約控除率)<br/>                     ・運用期間中に基本保険金額を増額する場合、増額日からその日を含めて7年未満の解約には解約控除が適用されます。ただし、対象となるのは増額部分のみとなります。<br/>                     ・契約日からその日を含めて8日以内(8日目が休業日の場合は翌営業日まで)の解約・一部解約には解約控除は適用されません。この場合、払戻金は、一時払保険料相当額 (一部解約がある場合は一時払保険料相当額から一部解約請求金額を差し引いた額) となります。                 </p> | 経過年数 | 1年未満 | 1年以上 | 2年以上 | 3年以上 | 4年以上 | 5年以上 | 6年以上 | 7年以上 | 解約控除率 | 7% | 7% | 6% | 6% | 5% | 4% |
| 経過年数      | 1年未満   | 1年以上  | 2年以上 | 3年以上 | 4年以上 | 5年以上 | 6年以上 | 7年以上 |      |      |      |       |    |    |    |    |    |    |
| 解約控除率     | 7%     | 7%  | 6%   | 6%   | 5%   | 4%   | 3%   | 0%   |      |      |      |       |    |    |    |    |    |    |
| 年金受取開始日以後 | 年金管理費  | 受取年金額の <b>1%</b> を年金受取時に控除  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |    |    |    |    |    |    |

「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」(商品パンフレット兼用) は、ご契約にともなう大切なことから、および特別勘定の投資する投資信託等についてご説明しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

**この保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」(商品パンフレット兼用) をご覧ください。**

## 中央三井信託銀行株式会社からのお知らせ

- この保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取引に影響を与えることはありません。
- この保険商品は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

「アダージオ V3 α」はハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型 2003-特別加算金付最低保証年金特約 1015 型 / 1510 型の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、中央三井信託銀行株式会社と募集代理店委託契約を締結し、同社の変額保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて変額個人年金保険を販売いたします。この保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」(商品パンフレット兼用) をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

**■ 生命保険募集人について** 中央三井信託銀行株式会社の担当者 (生命保険募集人) は、お客様とハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また中央三井信託銀行株式会社は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

**■ 生命保険契約者保護機構について** 万一、引受保険会社が経営破綻した場合、将来の年金額・死亡保険金額・払戻金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、ご契約の保護が図られることとなります。ただし、この場合にも将来の年金額・死亡保険金額・払戻金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■ TEL 03 (3286) 2820 ■ ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

### [募集代理店]

中央三井信託銀行株式会社

### [引受保険会社]



ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸 1-2-20

汐留ビルディング 15 階

TEL : 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

<http://www.hartfordlife.co.jp>